## ( 農林水産委員会 )

水 産 資 源 保 護 法 及 び 持 続 的 養 殖 生 産 確 保法 の 部 を 改正する法 律 案  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 法 第四一 号)(衆 議 院

## 送付)要旨

本 法 律 案 は、 我 が 玉 に お けるコイヘ ルペスウイ ル ス 病 の 発生など、 最 近 に おけ る海 外 か 5 の 水 産 動 物 に 関

す る 疾 病 の 侵 入 及 び 玉 内 に お け る ま h 延 の IJ ス ク の 高 ま IJ を 踏 ま え、 水 産 防 疫 を ょ IJ 的 確 に 実 施 するた め、

輸 λ 防 疫 及 び 玉 内 防 疫 の 両 制 度 を 強 化 し ようとす る も の で あ <u>(ו</u> そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ

輸 入 防 疫 制 度 の 強 化 水 産 資 源 保 護 法 の 部 改 正

1 輸 入 許 可 の 対 象 ع な る 水 産 動 物 の 範 进 の 拡 大

輸 入 許 可 の 対 象 ع な る 水 産 動 物 の 範 井 に つ l١ て、 用 途 ゃ 成 長段 階 に よる限定をなくし、 輸 λ 防 疫 対 象

疾 病  $\overline{\phantom{a}}$ 玉 内 で ま h延 L た 場合 に 養 殖 水 産 動 植 物 に 重 大 な 損 害 を 与 えるおそ れがある伝染性 疾 病 に か か

るおそれのある水産動物とすることとする。

2 輸入許可に当たっての命令等の実施

1 農 林水産大臣は、 輸 入許可 申請 に 係る水産動 物が、 輸出 国の 事 情等からみて、 検査証明書のみによ

つ て は 輸 λ 防 疫 対 象 疾 病 の 病 原 体 を 広 げ るお いそれが ない ح は 認 め 5 れ ない ときは、許可 申 . 請 者に が し、

輸 入 後 定 期 間、 他 の 水 産 動 物 لح の X 分 管 理 を 命ずることができることとする。

1 の 命 令 を受け た 者 は、 そ の 期 間 内 に 当 該 水 産 動 物 が 輸 λ 防 疫 対 象 疾 病 に か か ı) 又は か かっ てい

る 疑 L١ が あ ることを 発 見 L たときは 農 林 水 産 大 臣 の 行う検 查 を受 け な け れ ば な 5 な しし こととする。

八  $\Box$ の 検 査 の 結 果、 当 該 水 産 動 物 が 輸 λ 防 疫 対 象 疾 病 に か かっ て ١J ると 認 め 5 れ るときは 農 林 水 産

大臣 は、 そ の 所 有 者 等 に 対 ŕ 当 該 水 産 動 物 等 の 焼 却 等 を 命ずることができることとする。

業 場 等 に 立 ち 入 ij 水 産 動 物 等 を 検 查 さ Ū ることが できることとする。

農

林

水

産

大

臣

は

水

産

動

物

の

輸

入

者

等

に

対

ŕ

輸

入

に

関

L

必

要

な報告を

求

め、

又 は

その

職

員

に

事

玉 内 防 疫 制 度 の 強 化 持 続 的 養 殖 生 産 確 保 法 の \_ 部 i改正)

1 特 定 疾 病 に つ L١ て の 届 出 義 務 の 創 設

1 養 殖 業 者 等 は、 そ の 所 有 又 は 管 理 に 係 る養 殖 水産 動 植 物 が特定疾病 (コイヘルペスウイルス病 等 の

重 大 伝 染性 疾 病) に か か <u>ו</u> 又は か か っ て L١ る 疑 L١ が あ ることを発見したときは、 遅滞なく、 都 道 府

県知事にその旨を届け出なければならないこととする。

1 の 届 出 一を受け た 都 道 府 県 知 事 は、 届 出 を U た者に対 Ų 当 該 養 殖 水 産 動 植 物 につ ŀ١ て 都 道 府 県 知

事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。

八

都

道

府

県

知

事

は

届

出

に

係

る

養

殖

水

産

動

植

物

が

か

かっ

て

11

る

疾

病

が

特

定

疾

病

で

あると認

め

るときそ

の 他 特 定 疾 病 が 発 生 L た ع 認 め るときは 遅 滞 な Ź そ の 旨 を 農 林 水 産 大臣 に 報告するとともに、 関

係 都 道 府 県 知 事 に 通 報 U な け れ ば な らな ĺ١ こととする。

2 まん延防止措置の拡充

1 都 道 府 県 知 事 ば 特 定 疾 病 に か か ı) 又 は か か っ て L١ る 疑 L١ が あ る 養 殖 水 産 動 植 物 に 加 え、 新 た

特 定 疾 病 に か か る お そ れ が あ る 養 殖 水 産 動 植 物 都 道 府 県 知 事 が 指 定 す る X 域 内 に 所 在 す る も の に 限

る。 の 所 有 者 等 に 対して、 移 動 の 制 限 又 は 禁 止 を 命ずることができることとする。

都 道 府 県 知 事 は 特定疾 病 に か か <u>ו</u> 又 は か かっ て L١ る 疑 L١ が あ る養 殖 水 産 動 植 物 の 所 有 者 等 に 対

焼 却 又 は 埋 却 に よる処分 に 加 え、 新 た に 特定 疾 病 の 病 原 体 の 感 染性 を失わ せ る方法 に よる処分

を命ずることができることとする。

八 都 道 府 県 知事 Ĭ, 特定疾 病 の ま ん延防止のため必要があるときは、 養殖水産 動 植 物 の 所有者等に対

ŕ 養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、 注 射、 薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずる

ことができることとする。

都道府県知事は、 八の検査等を受けた養殖水産動植物の所有者等から請求があったときは、 検査等

を行った旨の証明書を交付しなければならないこととする。

三、施行期日

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することと

する。